

# 国土地理院オープンカウンター実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、国土地理院の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）がオープンカウンターによる契約を行う場合の取扱いについて、会計法、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領においてオープンカウンターとは、会計法第29条の3第5項の規定に基づく随意契約において、契約担当官等が見積書を徴する相手方を選定することなく見積書を公募し、提出された見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

## (対象となる契約)

第3条 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合の契約について、オープンカウンターに付することができる。

- 一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

## (参加資格)

第4条 オープンカウンターに参加することができる者は、見積合わせの時ににおいて、次の各号を全て満たす者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 四 その他公募において指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

## (公募)

第5条 契約担当官等は、契約案件をオープンカウンターに付する場合は、見積依頼書（様式1）を契約担当官等の所在する庁舎等において公示し、見積書を公募するものとする。

また、当該契約案件の仕様書・図面等を、オープンカウンターに参加しようとする者（以下「参加者」という。）に配付するものとする。

- 2 前項の規定に加え、契約担当官等が必要と認めるときは、国土地理院ホームページ、政府電子調達システム（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）又はその両方において見積依頼書を公示するものとする。この場合は、契約担当官等は当該契約案件の仕様書・図面等を、国土地理院ホームページ又は電子調達システムを通じて参加者に配付することができる。
- 3 契約担当官等は、見積合わせの前に参加者を把握する必要があると認める契約案件については、公募において参加者に参加意思表明書（様式2）の提出を求めるものとする。
- 4 既に公示された契約案件について、やむを得ない理由があるときは、契約担当官等は公募を取りやめることができる。この場合は、契約担当官等は直ちに公募の取りやめの公示を行うものとする。公募の内容に訂正があるときも、また同様とする。

#### （見積書等の提出）

第6条 参加者は、見積依頼書で指定する期限までに見積書を契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 公募において参加意思表明書の提出を求める契約案件については、参加者は、見積依頼書で指定する期限までに参加意思表明書を契約担当官等に提出しなければならない。  
また、公募において参加資格についての証明書類等の提出を求める契約案件については、同様に証明書類等を提出しなければならない。
- 3 参加者は、見積書及び前項に規定する書類を、見積依頼書で指定する場所に持参又は郵便若しくは信書便（前二項に規定する期限までに必着とする。）により提出しなくてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、電子調達システムを使用して見積合わせを行う契約案件については、参加者は電子調達システムを通じて見積書を提出することができる。この場合において、電子調達システムにより参加しようとする参加者は、第2項に規定する書類の提出を求められたときは、電子調達システムを通じて当該書類を提出しなければならない。
- 5 参加者は、代理人をして見積書を提出させる場合は、当該代理人への委任状を提出しなければならない。
- 6 参加者は、その提出した見積書について引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 7 参加者は、見積金額の錯誤等を理由として、その提出した見積書について無効の訴えを提起することはできない。
- 8 見積書及び第2項に規定する書類の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者が負担しなければならない。

#### （見積書の書式等）

第7条 見積書の様式及び記載する事項は、契約担当官等の指示によるものとする。

- 2 見積書の記載に使用する主たる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### （見積書の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- 一 参加資格を有しない者の提出した見積書
- 二 見積書の提出期限後に契約担当官等に提出された見積書

- 三 第6条第2項に規定する書類を提出期限までに契約担当官等に提出しなかった者又は当該書類に不備があった者の提出した見積書
- 四 委任状の提出されない代理人をして提出した見積書
- 五 記名押印を欠く見積書
- 六 誤字・脱字等により見積の意思表示が不明瞭である見積書
- 七 主たる言語又は通貨として日本語又は日本国通貨以外が使用された見積書
- 八 見積金額が訂正された見積書
- 九 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の提出した見積書
- 十 同一の契約案件について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の提出した見積書
- 十一 その他見積に関する条件に違反した見積書

(見積合わせ)

- 第9条 見積合わせは、見積書の提出期限後、契約担当官等において速やかに行うものとする。ただし、有効な見積書が1通も提出されなかった場合、見積合わせは不成立とする。
- 2 有効な見積書のうち、予決令第99条の5の規定に基づき決定された予定価格の制限の範囲内で、契約案件の内容に応じ最低又は最高の価格の見積書を提出した者を、契約の相手方として決定する。
  - 3 決定となるべき見積書を提出した者が2者以上ある場合は、当該見積書を提出した者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積書を提出した者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない国土地理院の職員がくじを引くものとする。

(不調)

- 第10条 見積合わせの結果、契約の相手方が決定しなかった場合又は見積合わせが不成立となった場合は、当該契約案件について契約担当官等は参加者に再度の見積書の提出を依頼し、又は再度のオープンカウンターに付することができる。
- 2 前項に規定する場合において、契約担当官等が必要と認めるときは、別途選定した者から見積書を徴取して契約の相手方を決定することができる。

(委任)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、総務部契約課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

参加者 殿

契約担当官等  
官 職 氏 名

## 見 積 依 頼 書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。 ※1

### 記

1. 件 名
1. 履行又は納入期限 年 月 日 ( )
1. 履行又は納入場所
1. 見積書等提出場所
1. 参加意思表明期限 年 月 日 ( ) 時 分 ※2
1. 見積書提出期限 年 月 日 ( ) 時 分
1. 見 積 方 法 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。 ※3
1. 参 加 資 格 (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
(2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。  
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。  
・  
・  
・
1. 契 約 保 証 金 免除
1. 函面 (内訳書) 及び仕様書
1. 契約書 (請書) 案 ※4
1. 支 払 い 条 件 前払金 有・無 % 部分払 回
1. そ の 他

※1 購入の場合は「買入れたいので」など。  
※2 参加意思表明書の提出を求める場合のみ。  
※3 他の見積方法を採用場合にはそのとおり記載。  
※4 契約書 (請書) の作成が必要な場合のみ。

## 参加意思表明書

件名：

本案件について、見積合わせに参加することを表明いたします。

年 月 日

住 所

社 名

代表者名

印

連絡先 担当者名

TEL

FAX

E-mail

※参加意思表明後に参加を辞退する場合は、必ず見積書提出期限までにご連絡ください。